平成２１年（フ）第３７６号
埼玉県行田市大字長野1896番地９
破産者　真塩　健二
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２３号
横浜市鶴見区尻手３丁目３番43―105号　永井方、開始決定時の住所川崎市幸区塚越４丁目351番地18
破産者　澤井　庄次
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
長野市大岡乙269番地１号地
破産者　山﨑　森夫
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
長野県上高井郡高山村大字高井3668番地
破産者　湯本　孝一
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１００号
秋田県横手市雄物川町今宿字出向155番地４
破産者　内桶　講二
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３１号
秋田県横手市増田町増田字上川原55番地２
破産者　谷藤吉五郎
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第１２９３号
熊本市帯山１丁目38番20―404号
破産者　中尾　和明
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９３６号
熊本市花園５丁目11番22―401号
破産者　馬淵喜代子
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５１６号
宮崎市田野町乙13157番地13、開始決定時の住所宮崎市生目台西４丁目１番地５
破産者　山本　直利
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７２号
宮崎県児湯郡木城町大字石河内505番地の２
破産者　西　美津子
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市黒神町2581番地７、住民票上の住所鹿児島県指宿市西方3675番地
破産者　川添　正人
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第７２５号
鹿児島県鹿児島市黒神町2586番地１
破産者　川添　　強
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市黒神町2587番地26
破産者　川添　　勇
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市黒神町2581番地26
破産者　川添　　昇
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１０６０号
大阪府泉大津市昭和町４番21号
破産者　株式会社目黒材木店
１　破産債権の届出期間　平成22年６月15日まで
２　一般調査期日　平成22年６月29日午後１時30分
平成22年５月20日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２２２号
大阪府河内長野市南青葉台26番７号
破産者　目黒　和弘
１　破産債権の届出期間　平成22年６月15日まで
２　一般調査期日　平成22年６月29日午後１時30分
平成22年５月20日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１号
兵庫県丹波市氷上町谷村543番地
破産者　マイプラ工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで
２　一般調査期日　平成22年８月27日午後２時30分
平成22年５月20日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第２号
兵庫県丹波市氷上町谷村1685番地２
破産者　松井　壯夫
１　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで
２　一般調査期日　平成22年８月27日午後２時30分
平成22年５月20日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第３号
兵庫県丹波市氷上町谷村1685番地２
破産者　松井みゆき
１　破産債権の届出期間　平成22年６月17日まで
２　一般調査期日　平成22年８月27日午後２時30分
平成22年５月20日
神戸地方裁判所柏原支部破産係